

令和3年第3回九戸村議会定例会決算審査特別委員会

令和3年9月16日（木）

午前10時 開議

場所 常任委員会室

◎審査日程（第5号）

- 日程第1 議案第12号 令和2年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号 令和2年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第14号 令和2年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第15号 令和2年度九戸村水道事業会計決算認定について
- 日程第3 総括質疑
【令和2年度一般会計・特別会計・公営企業会計の全会計】

◎出席委員（11人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君			

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
教 育	長	岩 渕 信 義 君
総 務 課	長	大 向 一 司 君
移住定住担当課長		川 原 憲 彦 君
子育て支援担当課長		浅 水 涉 君
会 計 管 理 者		吉 川 清一郎 君
兼 税 務 住 民 課 長		
保 健 福 祉 課 長		杉 村 幸 久 君
産 業 振 興 課 長		中 奥 達 也 君
地 域 整 備 課 長		関 口 猛 彦 君
教 育 次 長		坂野上 克 彦 君
地 域 整 備 課 主 幹		上 村 浩 之 君
兼 水 道 事 業 所 長		

◎職務のため委員会室に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
事 務 局 長 補 佐	野辺地 利 之

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○委員長（中村國夫君） おはようございます。

ただ今の出席委員は、11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎審査日程の報告

○委員長（中村國夫君） これから、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、総務課長より発言の申し出がございますので、これを許します。

総務課長

○総務課長（大向一司君） 皆さまに、二戸消防署九戸分署の工事現場での事故がありました。昨日の 5 時前あたりですか、救急車になった件をご報告申し上げます。

作業員男性で 66 歳ということですが、基礎工事の型枠作業中に発生したということで、型枠でコンクリート打ちをする前にコンパネを運んでいたそうですけれども、運び終わって移動のときに足を滑らせて 1.7 メートルほど下に落ちたということです。

原因の一つと考えられますけれども、安全帯は、帯はしていなかったということがございます。それで、左手首と左ひざに痛みがあって救急車で二戸病院へ行ったと。その日は特に骨折等もないようで、本人も歩いて帰ったそうですけれども、本日改めて検査をするということで二戸病院に行ったということです。現場では、朝 8 時から丹野組で現場の会議ということを行っておりますし、労働基準監督署には 9 時に報告に行っていると。それで、指示を仰ぐということになっているということです。

工事は、いま現在休んでいるということです。それで、朝 9 時過ぎに二戸広域の総務課長さんがいらっしゃいまして、口頭でも報告を受けました。所長さんの方には安全をしっかりとしてほしいということと、対策、原因等を究明して、その辺を怠ることなくやってほしいということでお願いをしておりますし、村の方でも工事を行っておりますので、関係課長には口頭でございましたけれども、注意をするようにということで、喚起を促しております。以上、報告になります。

○委員長（中村國夫君） 本日の審査日程は、お手元に配布のとおりであります。

昨日の委員会におきまして、答弁を保留していた件について、お願いをいたします。

はじめに、教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） 昨日の日程の中で、川戸委員からのご質問で法人の経営状況を説明する書類の中の一般財団法人九戸教育施設運営会の収支決算書の

中で、収入の数値が村の一般会計からの数値と合致しないのではないかとということで、ご質問を受けておりましたけれども、確認の結果、合致しておりますことを確認いたしましたので、ご報告いたします。

(「どういうふうに合致していたのか説明しないと」の声あり。)

○教育次長（坂野上克彦君） 法人の収入は、すべて村からの支出でございますけれども、それぞれの科目から支出しております、索道会計の支出分がちょっと合わなかったようでございますので、その分を足しますと合致するというところでございます。

○委員長（中村國夫君） 続きまして、地域整備主幹をお願いします。

○地域整備課主幹（上村浩之君） 昨日、久保委員から質問のありました受益者分担金の賦課している方で、死亡している方は何人かというご質問に対しての回答でございますけれども、農業集落排水事業に関しましては、21名中9名の方がお亡くなりになっております。

また、下水道分担金の受益者におきましては、87名中34名の方がお亡くなりになっております。以上です。

◎議案第12号から議案第14号までの個別審査

○委員長（中村國夫君） それでは、本日の審査日程に入ります。

これから、議案第12号「令和2年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」から議案第14号「令和2年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」までの3件について、一括して個別審査を行います。

質疑ありませんか。7番、保大木信子君

○7番（保大木信子君） 戸田と伊保内と江刺家、それぞれ違うと思うんですけども、伊保内の場合は電気料を財産区から払っているんですが、それはこの防犯灯っていうか、その防犯灯はどこが所有者であって、この電気料を財産区が払う形になっているんでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 各地域からの要望があって設置いただいているものと。管理は各地域、行政区と認識しております。

○委員長（中村國夫君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） それぞれの財産区、同じ中身なんですけれども、義務作業欠席料についてなんですけど、戸田でいいますと267ページ29万5,000円。伊保内ですと287ページで128万4,000円、江刺家ですと307ページの111万2,000円ということで、ちょっと金額私もこれまで見ていなかったのが金額が大きいなというふうに感じて毎年、この義務作業の案内をもらって欠席した場合はこれぐらいというふうな形で、少なくないなと思いつつながら作業に出席という形をとって

たわけですが、それぞれのページのあとの方に実質収支に関する調書の実質収支額という金額等々と総合的に考えて妥当な金額なのかどうか。

義務欠席料という意味合いは、欠席した場合に本来、いわゆる業者なりなんなり頼んでやった場合にどのぐらい掛かるか、それをやはり欠席者の分で分担するというふうな基本的な考えなのかなというふうに、それに相当した金額なのかな。

そうしますと、だいたい例年違ってもおかしくないのかなと思うんですが、一律毎年同じ額というふうな記憶なんですけれども、そこに対して財産区ごとの会員さんが納得しているのか、ちょっと私の認識不足なのか、その妥当な金額がどうなのかというあたりについて、これまでもそれについていろいろ見直しとか、いろいろ出てきたのかどうかというあたりを説明いただければなと思います。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 欠席したときの支払いする欠席料ということですが、戸田財産区が 5,000 円、あと伊保内と江刺家の財産区が 1 回 4,000 円ということになっております。

それで、私どもの方に金額について高いとか低いとかというお話の方はいただいておりません。

それで、この金額を判断するときには財産区で作業をしていただいたときに、お支払いしているときに、前の村の期限付き臨時職員の金額を基にいたしているようですけれども、6,450 円をお支払いしているようです。1 日出た方に。ですので、それからすると、それよりは高くない金額かなというふうには思っているところ

○委員長（中村國夫君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようですので、これで議案第 12 号「令和 2 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」から、議案第 14 号「令和 2 年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」までの 3 件について、個別審査を終わります。

なお、質疑漏れ等は総括質疑の際にお願いします。

◎議案第 15 号の個別審査

次に、議案第 15 号「令和 2 年度九戸村水道事業会計決算認定について」の個別審査を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようですので、これで議案第 15 号「令和 2 年度九戸村水道事業会計決算認定について」の個別審査を終わります。

なお、質疑漏れ等は総括質疑の際にお願いいたします。
若干早いんですが、ここで10分間休憩といたします。

休憩（午前10時11分）

再開（午前10時24分）

○委員長（中村國夫君） 会議を再開いたします。

皆さまに申し上げたいと思います。

副村長につきましては、本日、病院長より病院に来るように言われておりましたということでございますので、本日は欠席ということでございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日、午後予定されておりました総括質疑を繰り上げて、これから審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませか。

（「異議なし」の声あり。）

◎議案第6号から議案第15号までの総括質疑

○委員長（中村國夫君） ご異議がないようですので、よろしくをお願いいたします。

個別の審査が終わっておりますので、これから議案第6号「令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定認定について」から、議案第15号「令和2年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの10件について、総括の質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、保大木信子君

○7番（保大木信子君） 村営住宅について、お伺いをしたいんですけども、住宅に入るに当たって保証人を今のところはお一人か二人だと思っておりますが、そのうちのお一人が村内でなければ駄目だという規定がございますよね。

それで、そのことについてなんですけれども、村外から入られて来る方が村内の保証人を探るのがすごく大変だという話を聞くんですが、そのことについてどう思われますか。

○委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

○移住定住担当課長（川原憲彦君） 今のお話については、そういう意見があるのは十分承知をしております。

それで、実は今定例会に住宅条例の方を改正も検討いたしました。というのは、保証人に代わって保険を適用するというので、それを導入しようかということで検討したところです。

それで、県内でも雫石、あるいは県の方でも行っておりますけれども、ただ、その受ける保険屋さんについて数が少ないということで、その保険屋さんが、次は滞納した場合にどのような対応をするのかというのをちょっと見極めないと、

強引なといいますか、そういう取り扱いをされても困る部分がありますので、その辺もちょっと煮詰めてから 12 月にでも情勢が整えば保険適用の部分で、条例は改正したいなと検討しているところです。

○委員長（中村國夫君） 3 番、坂本豊彦君

○3 番（坂本豊彦君） コロナのことでお伺いしますけれども、濃厚接触者について判断は保健所、支援センターなりでやりますが、例えば会社なんかで独自に「あなたは家族があれだから休んでください」といった場合、会社では休んだ時の賃金なりを払うところもあるし、あとは有給を使って休めとか、そう言われたところもあると言っていますが、基準なり庁舎、役場で、もしそういうことがあったらどういうふうな扱いになりますか。

○委員長（中村國夫君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（杉村幸久君） 委員おっしゃるとおり、職場に関しては役場の方でどうこうとコメントをはさむ余地はない、会社独自の判断になろうかと思えます。

あと、役場内で発生した場合については総務課長の方からお答えさせていただきたいと思えます。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 役場内については、休みを取れるような制度になっておりますので、そこは有給とは別に特別給ということで取れますので、賃金とか支払い等は、賃金と言いますか給与ですか、変わりはございませんので保障はされているかと思えます。

○委員長（中村國夫君） 3 番、坂本豊彦君

○3 番（坂本豊彦君） このことについては、各会社とかでも非常に困っているわけで、例えば家族で濃厚接触者が出たと。じゃあ、そのいろんなことがつながって行って、独自に休んでも「おまえ有給休暇で休め」とかという会社もございませし、その辺は困ったというか、あれなんですけれども。

今のコロナ禍で、いろんな問題があろうかと思えますので、庁舎のことはお伺いしましたので、各いろんなマニュアルを恐らく作っていると思えます。それに従うしかないのかなと思っているところでございますので、参考までにお伺いしました。ありがとうございました。

○委員長（中村國夫君） 10 番、山下 勝君

○10 番（山下 勝君） 先ほどの財産区の件について、先ほど答弁があったわけですが、ちょっと自分の中でうまく整理、理解ができないまま、ちょっとそのまま質問しなかったんですけれども、維持管理というそれぞれの地区ごとの維持管理という意味で、絶対下草刈り等については必要なわけで、その運営にかかわることだと思っておりますが、ちょっといろいろ過去の話等を聞きますと、現状といろい

ろ合っていない部分とか再考が必要なことではないかなというふうに感じますので、その欠席料の金額等も含めて、各財産区の方にその検討事項として、そこはつなげてほしいというふうに思います。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 今、お話いただきました事項につきましては、財産区の方にお話をして、また、委員からも詳しく時間があるときにお聞きをしながら、その辺のところを伝えてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ありませんか。

6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） 今、財産区のことが出ましたので、別な質問ですけれども、先ほど質問すればよかったんですが、収入のところにそれぞれの財産区のところに、土地貸付料というのが出てきますが、戸田は112万2,190円、伊保内が125万2,291円、江刺家が52万8,324円です。まず、この金額はあれですけれどもどういうふうな土地をそれぞれの財産区が何人の方に貸し付けているかということをお分かりでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） どういう土地か分かりませんが、件数であれば把握しておりますので、お知らせしたいと思います。

土地貸付料ということで、戸田財産区ですけれども、NTT東日本の電柱、東北電力の電柱、支線とかって言いますが、そういうもの。それから、観光協会水芭蕉公園だと思えますけれども、その土地。それから九戸村では牧野。それから個人の方に対しては11件ですね。これは人数なのか筆なのかちょっと分かりませんが、11件。それから、あとは戸田ですと部分林ということで、各地区にお貸ししているということになります。部分林、行政区というか部分林という名前で伺っておりました。各自治会の方にお貸ししているということです。

それから、伊保内につきましては個人が21人、これは29カ所。それから釣り愛好会。それから村、スキー場とか森林公園。それからKDDI、東北電力3カ所、NTT東日本1カ所、ソフトバンクモバイル1カ所、東北電力1カ所。あとは今、折爪南岳I帯地ですか、風力発電所を建設している清水建設株式会社1カ所ということになります。

それから江刺家になりますが、電話関係になります。NTTドコモ東北、それから個人が2件、それから折爪岳になるかと思いますが、東北管区警察局、それから九戸村が2カ所、それからソフトモバイル3カ所、南部ファームというふうなことで把握しております。

○6番（久保えみ子君） 分かりました。いいです。

○委員長（中村國夫君） ほかに質疑ありませんか。

6 番、久保えみ子君

○6 番（久保えみ子君） 成果の 19 ページに新卒者ふるさと雇用支援奨励事業というのがありますが、この新卒者を新たに雇用した場合、毎年のように私、質問していますが、ある事業者では新卒じゃなく卒業して今は 9 月ですけども、今ごろ新しく雇用したという方もあるようなんです。

それで、その方が新卒に当たらないかもしれませんが、そういうふうな学校終わって 2、3 年の方を雇用した場合でもこの事業奨励の方を適用されないものかなと思ひまして毎年聞いていますが、その方々が言うには若い人たちを育てていかなければならないので、そういうふうなところにもちょっと支援してもらえれば、1 万円でも 10 万円でもいくらでも支援してもらえれば助かるという声を聞きますので、その辺は柔軟に新卒者でなくても雇用した場合、この事業を適用させていただきたいと思ひますが、お考えをお伺ひいたします。

○委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

○移住定住担当課長（川原憲彦君） 確かにそういうお話もあるようですので、ただ、そのラインというか線引きがちょっと難しいと思ひますので、その辺はちょっと十分検討しながら。結局、ラインを引くことによって、ちょっと違っただけでそっちは駄目、こっちは良いというようなことが起こってきますので、その辺を十分勘案しながら検討させていただきたいと思ひます。

○委員長（中村國夫君） 6 番、久保えみ子君

○6 番（久保えみ子君） ぜひ、そういうふうな声があつて支援してもらいたいということで、若い人を応援していくことは本当にいいことだと思ひますので、ぜひ、前向きに検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（中村國夫君） 質疑ありませんか。

10 番、山下 勝君

○10 番（山下 勝君） 成果の報告書の一番、最後になります。奨学金の状況についてのところなんですけど、中身を見ますと平成 23 年度か 24 年度のところが多少ですが、件数が増えているという部分。それから 28 年度から 29 年度のところもちょっと人数が増えているかなと思ひます。

利用してもらつて、やはり活用してもらふということがすごく良いことだと思ひますが、ここを何か活用を促すような働きかけ等が何かあつたのか。

ちょっと、それまでの人数が 1 人、2 人増えた、減つたということよりは、ちょっと人数的にはちょっと増えていたのでどうなのかなと思ひまして、ちょっと過去の部分になりますので、分かるのであればお願ひしたいと思ひます。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） 年度間の波と言ひますか、そういうところは特に進路先が遠くであつたり、私立大学が多かつたりというところだと多くなると思ひ

いますし、考えられるのはその程度かなと思っておりました。

それで、段々、多くなってきたというのは、経済状況とかも関係するかと思えますし、ちょっとこの年度はこの要因というのはちょっと詳しい資料がございませんので、ちょっと今お答えできる範囲はそれぐらいとなりますけれども。

○委員長（中村國夫君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） そういう部分については、活用してもらおうということは非常に良いことだと思うので、ちょっと人数的にそれまでのグラフに表せばはっきり、ぼつぼつと増えている部分だと思いますので、何か促すような何かあったのであれば後で確認いただいて、あればお願いしたいなど。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） 前回の3月議会のときには、この条例を改正しまして、伊保内高校の在学中のものも新たに対象に加えるといったところは最近の対策としてございます。十分活用していただけるような対策は、今後とも考えてまいります。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 同じ報告書140ページ、索道関係のところですけども、質問というよりはお願いなんですけど、(1)の客数及び移送人数のところの表の一番最後が前年度比というふうになっているんですけども、例えば前年度比200%となると、すごいなとなるんですけども、そこだけ、例えばですが。いうふうに思うんですけど、その前の年が少なければ当然そういうふうな数字になってくると思うので、過去5年間とか10年間とかの平均に対してどれぐらいの割合で増えている、減っているというふうな方がより、経緯といいますか、数年の傾向が分かるのかなと思いますので、その表記について検討していただいて、よりそういうふうな比較が分かるような中身にしてほしいなど。お願いします。

次の141ページの参加人数とかというあたりも同様に考えられますので、今年140人だった、じゃあ、どうだったのかという部分が例年に比べてどうなのかっていうことで、ちょっと表記についてお願いできればと思います。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） ご指摘のとおり、その方がより客観的にわかると思いますので、検討させていただきたいと思います。

○委員長（中村國夫君） 6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） オドデ館の友の会の入会の件ですが、今、オドデ館の友の会の会員を募集しますということでやっていると思います。ポスターも貼ったり広報にも載せたりして。

それで、入会したいよって申し込んだ方がすぐに許可してもらえなかったとい

うような件があったみたいで、募集しているのに応募して入れなかったというのは非常におかしい話なんです。

それで、その経緯が分かるかどうかは分かりませんが、募集した以上は入会を許可するというのもおかしいかもしれませんが、するのが当然ではないかなと思います。

どういう経緯だったか、副村長が今いらっしゃらないので分からないかもしれませんが、ぜひそういうふうな方がありましたならば、募集していて入れないというものおかしいと思うので、ぜひ、入会を許可してもらうようにしていただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） おっしゃるとおりだと思いますので、ただ、何しろ独立した団体です。友の会というのは、独立した団体ですので、そこは私がどうこうしろというあれはできません。強制的には、十分話し合いをして、私が出品者を増やしたいと言っておりますので、そういう方向で進めてまいります。

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ありませんか。

10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 水道関係です。漏水箇所の復旧作業をやっている職員の方がいらっしゃいましたというか、作業しているときにちょうど出くわしまして、一生懸命やっていただいて、ちょっと様子をお話を聞いたんですけども、担当職員が2人、会計年度職員が1人で行ったかな。

それで、ちょっと漏水箇所というのは、皆さんお分かりのとおり土の中でどこがどう漏れているとか発見しながら、あるいは分かってもじゃあ、そこを掘ればいいのかというところもやはり専門的な知識がないと駄目なようですし、あまり皆さんが触れたくないような、老朽化というのがどれだけの個所が実際、水道管等については大変なのかっていうところが予想以上に対応しなければならない部分なのかなと思うんですが。

何を言いたいかというのと、担当職員の方、あの人数ではちょっときついんだろなと、間に合わないのも分かるなというふうにして、まず一生懸命にやっていただいているのは見たんですけども、そのときも他の個所を終わって、すぐそこを終わってやっているというふうなところで、次々とやはりいろんな所を確認しながらやっていくというふうな様子でしたので、先日の答弁の中で職員の人数的なことについて募集もかけて採用して、77名でしたか、適正な人数ということだったようですけども、その配置の部分になるのかなと思うんですが、ちょっとギリギリの状態っていいですか、作業の様子を見てますと。

内部の配置の部分になるのか、新たにその数によっては、募集をかけて全体的な人数を余裕を持たせる中で、今後すごく大きな課題となるのは、もう目に見え

ている部分だと思うので、そういうところにも配置が必要なのではないかなと思っただけですが、その点について、見解をお願いいたします。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） おっしゃるとおり、緊急に多くの人数が必要なとき、それから長い1年とかで見るとそのときだけで、ずっと作業がないときがありますので、そういった部分見極めながら、職員を増やしたほうがいいのか、あるいは外部に委託できれば委託するなり、応援体制をとるというところも必要になると思いますので、そういった部分をちょっとまた内部で検討しながら水道事業所にあまり苦勞がないように心がけたいと思いますけれども、一気に増やしてしまいますと経費の部分がありますので、その部分はちょっと慎重に考える必要もあるのかなと思っております。

○委員長（中村國夫君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 分かりました。ちょっと、そのお話のやりとりの中でこういう会話があったので、そこも触れたいと思うんですが、この秋、今度台風がどうなるかあれですけども、大雨とか災害がすぐ、われわれに被害があるような様子はこれまではないですし、ちょっと今後どうかかなというところなんですけど、もし自然災害があったときにとっても対応できないな、あの人数ではというふうに感じました。

もちろん普段の漏水箇所の作業をやって、さらに災害があったときに、いろいろな対応をしなければならぬというときには、当然、人数も足りなくなってくるという、全然無理ですねというふうな話はしたので、やはりギリギリではなくて余裕がある人数、他の課もそうだと思うんですが、ある程度余裕がある人数というのがやはり望まれるところだなと思いますので、ぜひ、そこは検討していただいて、いろいろもちろん大変なところは簡単に、緊急に増やせるということではないと思うんですけども、ぜひ、前向きに検討していただければなと思います。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） ご意見いただきましたけれども、人を雇うということは、つまり経費が掛かります。ですので、私が日ごろ職員に言っているのは、事務の繁閑に応じて、お互いに助け合ってやりましょうということです。

例えば、税務住民課の職員なんだけれども、そういう災害が起きたときはやはりみんなで職員総力を挙げて対応するというような仕組みも作りたと思っていました。つまり、サッカーでいうところのリベロ、つまり、自由に動けるような体制を、所属はあくまでもそこなんだけれども、別な部分にも行って助けるよ。お互いに助け合って、そしてその中で村の行政事務というものをやっていきましょうという、おっしゃるとおり、各課それぞれ足りません。事務は増える一方ですので。

そうではございますが、何しろ人件費というものが一番大きいものですから、そこはいろいろと総合的に考えながら進めていかなければならないと思っておりますので、ぜひ、その部分をご理解いただきたいと思います。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。質疑ありませんか。

6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） また、オドデ館の件ですが、今、リニューアルするわけですが、8月5日に友の会の方々に案内が来て現地説明会を受けました。その際に今ある陳列台は使わないで、新しいのを揃えるという説明だったんですよ。それは買うという、買った方が安いからという説明を副村長がされたんですけども、今まで村で使うのはできる限りは村内業者を使うというようなことでやってきていましたので、今回の陳列台も村内業者等に頼んで作ってもらった方が良いんじゃないかと思いますが、その辺の見解もお願いします。

○委員長（中村國夫君） 産業振興課長

○産業振興課長（中奥達也君） オドデ館の陳列棚、説明会のときには私行っていないのであれですが、陳列台、使えるものは使う形もとりたいということも考えておりますので、もう一度そこは内容を精査して対応したいと思います。

○委員長（中村國夫君） 6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） ぜひ、使えるものは使って大事にする。そして、買うようなことのないように、できれば業者さん、村内業者に作ってもらうとかというような方法をぜひお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（中村國夫君） 産業振興課

○産業振興課長（中奥達也君） そのように対応を考えます。

○委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ありませんか。

11番、桂川俊明君

○11番（桂川俊明君） 村長にお聞きいたします。今回の決算、特に農集排と下水道の不納金処理については、法的には触れていないわけですが、実際、私にも村民から電話が来て監査委員が述べているのもございまして、不公平感、いずれにしろ、そういうことが村民から見れば出ているわけです。

それらについて、どういうふうな形で説明していくのか。

併せて、いろいろ担当課長からは説明がございましたが、今後、全課対象になるわけですが、どのようにこういう形がないように取り組んでいくのか、村長の考えと併せて決意をお聞きします。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） 今回の不納欠損、不納金ではなくて、不納欠損処理ですよ。不納欠損処理につきましては、私が決裁をして不納欠損処理という行政決定をいたしました。それで、この案件では、最低でも二つに分けて考える必要がある

のではないかというふうに思っております。一つ目は、過去十数年にわたって行われてきた行政処理の是非。

もう一つが令和2年度の要するに不納欠損処理という行政の決定でございます。したがって、令和2年度決算ということにおいては、われわれができることは限定されているというのが現実であります。十数年前から行われてきたことをどうなのかということをお問われても、いま現在、私はお答えする術を持ち合わせておりません。検証は、必要だというふうには思っております。

それから、さらに申し上げさせていただきますが、これまで過去十数年間、当該会計の決算を承認してきた議会の判断がどうだったのかという問題もあるのではないのでしょうか。

不納欠損処理を行わないという選択もありました。もちろん。ただ、それを行うということは単に問題解決の先送りにすぎません。今回の事案で明らかになったように、後世の当局に負担をとといいますか、責任を押し付けることになるだろうというふうに考えまして、いつかはこれは実行しなければならない不納欠損処理事務だったという判断をいたしまして、実行しようという決裁をする決断に至ったところでございます。以上が、私のこの問題に関する見解でございます。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようでございます。

これで総括質疑を終わります。

以上をもちまして、議案第6号「令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第15号「令和2年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案10件についての審査が終わりました。

ここで10分間、休憩いたします。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時12分）

○委員長（中村國夫君） 会議を再開いたします。

総務課長より発言の申し出がありますので、これを許します。

総務課長

○総務課長（大向一司君） 本日冒頭で、九戸分署の建設工事の事故の件のご報告をいたしましたけれども、労働基準監督署に報告をして、その後、監督署の判断で工事を再開してもいいという判断が出ましたので、今、続けているということになりましたので、皆さまにご報告いたします。以上になります。

◎議案第6号から議案第15号までの討論・採決

○委員長（中村國夫君） お諮りいたします。

これから議案第6号「令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第15号「令和2年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案10件は、順次、討論、採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

議案10件は、順次、討論、採決いたします。

◎議案第6号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 最初に、議案第6号「令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第7号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第7号「令和2年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「令和2年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決

算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第 8 号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 8 号「令和 2 年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「委員長、6 番」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6 番、久保えみ子君

○6 番（久保えみ子君） 私は、議案第 8 号「令和 2 年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」反対の立場で討論します。

後期高齢者医療保険制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで負担増と差別を押し付ける悪法です。2008 年の制度導入後、すでに 4 回にわたる保険料値上げが強行されました。際限のない保険料値上げと差別医療のこの制度が高齢者を苦しめています。医療費の重すぎる窓口負担に高齢者が悲鳴を上げています。

70 歳から 74 歳の窓口負担を 2 割に引き上げる改悪を 2014 年度に実行に移しました。さらに、今度は 75 歳以上の高齢者の現在窓口 1 割負担を 2 割負担にすることが今年の通常国会で決められてしまいました。このように高齢者の医療費負担が増やされ続ける制度でしかありません。元の老人保健制度に戻し、保険料や窓口負担を軽減し、高齢者が安心して医療が受けられる体制にしていくべきです。

今の後期高齢者医療保険制度のあり方が問題だと考えます。

このことから、議案第 8 号「令和 2 年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」反対します。

○委員長（中村國夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決いたします。

この採決は、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者が起立をする。）

○委員長（中村國夫君） ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第 8 号「令和 2 年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第9号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

（「委員長、2番」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） ただ今議題となっております議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、閉会中の継続審査とすることを議長に申し出ることの動議を口頭で提出いたします。

（「賛成」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 賛成という声がございます。

賛成者が1人以上でございますので、この動議は成立いたしました。

それでは、2番委員より説明をお願いいたします。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 継続審査とする理由ですが、本議案の審査に必要な一部の資料がいまだに提出されていないこと。多額の分担金が時効により不納欠損となった検証が十分にされていないこと。今後、このような村民から不信を招く事案を未然に防止するための対策が示されていないことなど、閉会中も継続して審査をすることが必要であると考えます。

○委員長（中村國夫君） ただ今、2番委員より説明がございました。

お諮りいたします。

本議案は、引き続き慎重な審査を要するものと認め、閉会中の継続審査とし、議長に申し出ること、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本議案は引き続き慎重な審査を要するため、閉会中の継続審査とし議長に申し出ることと決定いたしました。

◎議案第10号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

（「委員長、2番」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） ただ今議題となりました議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、閉会中の継続審査とすること

を議長に申し出ることの動議を口頭で提出いたします。

(「動議に賛成」の声あり。)

- 委員長(中村國夫君) 賛成者が1人以上でございますので、この動議は成立いたしました。

(「理由を」の声あり。)

- 委員長(中村國夫君) 理由の説明をお願いいたします。

2番、川戸茂男君

- 2番(川戸茂男君) 継続審査の理由ですが、議案第9号の動議の理由と同様の理由です。

- 委員長(中村國夫君) ただ今、理由をお聞きいたしました。

お諮りいたします。

本議案は、引き続き慎重な審査を要するものと認め、閉会中の継続審査とし、議長に申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 委員長(中村國夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本議案は引き続き慎重な審査を要するため、閉会中の継続審査とし議長に申し出ることと決定いたしました。

◎議案第11号の討論・採決

- 委員長(中村國夫君) 次に、議案第11号「令和2年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

(「委員長、6番」の声あり。)

- 委員長(中村國夫君) 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、久保えみ子君

- 6番(久保えみ子君) 私は、議案第11号「令和2年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で討論します。

索道事業は、一般会計から毎年、多額の繰り入れをしています。このままでは良いとは思いません。村の財政規模を踏まえて、今のやり方でこの事業は本当にいいのか、あり方について、抜本的に十分な検討を求めて、反対討論とします。

- 委員長(中村國夫君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決いたします。

この採決は、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、賛成の方は、起立願います。

(賛成者が起立する。)

○委員長（中村國夫君） ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第 11 号「令和 2 年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第 12 号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 12 号「令和 2 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 12 号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号「令和 2 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第 13 号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 13 号「令和 2 年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 13 号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号「令和 2 年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第 14 号の討論・採決

- 委員長（中村國夫君） 次に、議案第 14 号「令和 2 年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 14 号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号「令和 2 年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第 15 号の討論・採決

- 委員長（中村國夫君） 次に、議案第 15 号「令和 2 年度九戸村水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 15 号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号「令和 2 年度九戸村水道事業会計決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎散会の宣告

- 委員長（中村國夫君） 以上をもって本日の日程は、すべて終了いたしました。

委員の皆さまに申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第 9 号「令和 2 年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」並びに議案第 10 号「令和 2 年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の 2 件を除いて審査を終了いたしました。

議案第9号、議案第10号の2件については、議会閉会中の継続審査の申し出を行い、特別委員会において審査を行うこととなりますので、ご協力のほどお願いを申し上げます。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会の審査は、ここまでにいたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本日の審査はここまでといたします。

なお、次の会議は、後日、改めて通知いたしますので、その際にはご参集願います。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会(午前11時30分)